

福祉新聞 2009 年 3 月 9 日

<社説>

特養の医療的ケア

厚生労働省は 2 月 12 日、「特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアの在り方に関する検討会」(座長 = 樋口範雄・東京大大学院教授)を立ち上げた。介護職員がたんの吸引など一定の「医療的ケア」を担うにはどんな条件が必要か議論する場になりそうだが、検討会発足の背景を整理するとおおよ次のようになる。

医療関係の資格を持たない人が業として医行為をすることは医師法などが禁じているが、何が医行為かを明示するものはない。厚労省がこの検討会で法律用語の「医行為」ではなく「医療的ケア」と言い、介護職員によるたんの吸引などを「違法」とは言わず「形式的には違法」と表現することからも分かるように、法解釈のあいまいさがこの問題の根底にある。

その一方、厚労省の政策誘導もあって特養ホーム入所者の重度化は進み、「医療的ケア」の必要な人は少なくない。全国老人福祉施設協議会の 2006 年度の調査では、たんの吸引は特養ホーム入所者の約 10%に行われ、その実施件数の 64%は介護職員によるという。違法か否かあいまいな中、不安を抱えながら吸引する介護職員の存在を裏付けている。

同様のジレンマは在宅療養の場で顕著だ。厚労省は検討会などの議論を経て、2003 年、一定の条件のもとヘルパーなどによる ALS 患者へのたんの吸引を容認。以降、養護学校の生徒、ALS 以外の在宅療養患者に対する吸引も認めてきたが、いずれも「看護職員の十分な配置は困難」、「家族の負担を減らすため」といった理由による例外的な扱いだ。

プラス志向の議論を期待する

こうした背景を踏まえると、特養ホームについても前例に倣って検討を進めることは妥当と考えられよう。しかし、入所者の安心・安全を第一に考えていくために、幾つか留意すべき点がある。

第一に、「看護職員を十分に配置できないから」という消去法の発想ではなく、生活に寄り添う介護職員の専門性に着目したプラス志向の議論をしてほしい。看護職員と比べて足りないところを探すのではなく、既に持っている専門性をどう生かすかという視点が大切だ。

「看護職員に代わる安上がりな労働力をてっとり早く確保しよう」という前提で議論が進むならば、介護職員の意欲はそがれ、技能の向上も思うように進まず、結果的に入所者の安心・安全は遠のいてしまいかねない。介護職員が「医療的ケア」を担うならば、高い気概を持って臨んでほしい。

第二に、特養ホームが看護職員を確保し、定着を図っていくための課題を洗い出してほしい。裏を返せば、看護職員が安心して特養ホームで働ける環境を政策的に、また現場の努力でどう作るかという視点を大切にしたい。言うまでもなく、看護職員なしには介護職員による「医療的ケア」は成り立たないからだ。

日本看護協会が定年退職予定の看護職員に希望する再就職先を尋ねたところ、「老健施設・特養ホーム」の人気は3位で病院より高い。特養ホームへの潜在的な求職者は少なからずいる。にもかかわらず看護職員の確保が難しいのはなぜか、様々な角度から冷静に分析すべきだ。

「医療的ケア」の問題を根本的に解決しようと思えばこれ以外にも様々な論点があり、結論を得るのに時間のかかるものもあろう。第1回検討会での座長の発言を聞く限り、検討会は具体的な対応策を詰めることに注力し、法改正につながるような議論は別に譲ることになりそうだ。それでも、医療・介護の再構築を進める上で大きな一歩を踏み出したことは間違いない。今後の議論の行方を注目したい。